

# ○研究活動における不正行為等への対応に関する規程

(平成 30 年 8 月 23 日 30 規程第 51 号)

改正 平成 31 年 3 月 25 日 31 規程第 18 号 令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 69 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
  - 第 2 章 告発等の受付等(第 4 条―第 8 条)
  - 第 3 章 研究機関等における調査(第 9 条・第 10 条)
  - 第 4 章 研究所における調査(第 11 条―第 18 条)
  - 第 5 章 調査中の一時的措置(第 19 条)
  - 第 6 章 不正行為等と認定された場合の措置(第 20 条―第 26 条)
  - 第 7 章 告発者等の保護、職員の責務その他(第 27 条―第 29 条)
  - 第 8 章 雑則等(第 30 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)が国費を原資として研究機関等に対し配分する競争的研究費等を使用した研究活動において、研究者等が行った不正行為等への対応に関する取扱い及び不正行為等を行った研究者等に対する処分の内容等について定め、もって研究活動を行う研究者等に対する不正行為等の防止並びに研究機関等における責任体制による研究活動の公正の確保及び競争的研究費等の適正な運営管理に資することを目的とする。

### (対象者の除外)

第 2 条 この規程は、研究活動を行うことを職務に含む者として研究所に直接雇用され、研究所内において外部機関からの研究費及び運営費交付金等を使用した研究活動に直接従事する者の不正行為等については、対象としないものとし、これらの者の不正行為等に対する対応については、別に定める。

### (定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、別途この規程で定義される場合を除き、それぞれ次の各号に定める意味を有する。

- (1) 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。

#### ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- (2) 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的研究費等の使用、競争的研究費等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは研究所の応募要件又は契約等に違反した競争的研究費等の使用をいう。
- (3) 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されることをいう。
- (4) 「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (5) 「競争的研究費等」とは、研究所が所掌する競争的研究費、公募型非競争的研究費その他研究資金(これらに付随する間接経費及び一般管理費等を含む。)をいい、国の行政機関等から受託して委任事務を行う公募型研究資金を除く。
- (6) 「研究機関等」とは、研究所が、委託研究契約、委託開発契約、共同研究契約、業務委託契約、協定その他契約を締結し、これらに基づき競争的研究費等を使用した研究活動を行う大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人(研究所を除く。)、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、高等学校、中等教育学校、その他実施機関(いずれも再委託契約による実施機関を含む。)をいう。
- (7) 「研究者等」とは、競争的研究費等による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動に参画する者及びこれらに準ずる者をいう。
- (8) 「関係企業等」とは、研究所が直接執行した競争的研究費等により研究所と取引を行う業者等をいう。
- (9) 「調査」とは、本調査及び予備調査をいう。
- (10) 「予備調査」とは、不正行為等にかかる告発等を受け、告発等の情報を確認し、本調査の前に、当該告発等の内容の合理性及び本調査の可能性等を検討するために、研究所又は研究機関等が調べることをいう。
- (11) 「本調査」とは、不正行為等の認定を目的として、不正行為等の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、告発者の悪意の有無等を研究所又は研究機関等が正式に調べて明らかにすることをいう。

第2章 告発等の受付等

(告発窓口)

第4条 研究所において不正行為等に係る内外からの告発その他諸連絡(以下「告発等」という。)を受け付ける窓口(以下「告発窓口」という。)は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室とする。

2 告発窓口以外の役職員等が告発等や告発等に関する相談を受けたときは、速やかに研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室に連絡しなければならない。  
(告発等の受付)

第5条 告発等は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、このうち第1号及び第2号に掲げる事項の全部又は一部が把握できない告発等は受理しない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる事項が把握でき、受理の要件を満たした告発等を「顕名による告発等」とし、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発等を「匿名による告発等」という。

(1) 告発等を行おうとする者(以下「告発者」という。)の氏名、所属及び連絡先

(2) 不正行為等を行ったとする研究者等(以下「被告発者」という。)、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的・合理的理由、不正行為等が行われた研究所の事業の名称

(3) 研究所以外の研究機関等に対する告発等の有無、告発者が秘匿したい事項等

3 研究所は、告発等に関し必要な情報を把握するため、関係する機関に確認を求めることができる。

4 告発窓口は、次に掲げる各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

(1) 国の行政機関、研究機関等に対して競争的研究費を配分する機関(研究所を除く。以下「配分機関」という。)及び研究機関等による調査

(2) 研究所による調査(監事による監事監査及び監査室による内部監査を含む。)

(3) 会計監査法人による監査

(4) 会計検査院による実地検査

(5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として研究所が認めたもの

5 告発窓口は、報道又は学会等の研究者コミュニティ、インターネットにより不正行為等の疑いが指摘され、かつ科学的・合理的と認められる理由及びその証拠が示される場合、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

6 第2項の規定にかかわらず、告発窓口は、匿名による告発等であっても、その内容に応じて、研究所は合理的に可能な範囲において調査するよう努めるものとする。

7 告発窓口は、告発等があったときは、受理の有無、第28条に規定する事項、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容等を告発者に伝達するものとする。

- 8 告発窓口は、告発等により不正行為等を認識したときは、理事長に対し、当該告発等について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。
- 9 第4項又は第5項の規定により顕名による告発等に準じた取扱いの対象となる研究者等、及び第3章又は第4章の規定による調査により判明した被告発者以外の不正行為等を行った疑いのある研究者等(以下これらの研究者等と被告発者を併せて「被告発者等」という。)、研究機関等及び関係企業等についても、この規程に従い、調査・処分等の手続を行う。

(調査を行う機関及び本調査・予備調査)

第6条 前条第2項、第4項及び第5項の規定により顕名による告発等を受理した場合(これに準ずる取扱いをする場合を含む。)、告発等に係る不正行為等について調査を行わなければならない。

2 前項の調査を行う機関は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正行為又は不正受給に関する告発等は、当該告発等の対象となった研究者等が研究活動を実施した研究機関等が調査を行うことを原則とする。
- (2) 不正使用にあつては、当該告発等の対象となった研究者等の競争的研究費を使用した研究機関等が調査を行うことを原則とする。ただし、研究所が直接執行した競争的研究費等に係る不正使用に関する告発等は、研究所が調査を行う。なお、不正使用が明らかな場合には、予備調査を省略できるものとする。
- (3) 前二号のいずれの規定にもよりがたい場合は、研究所及び研究機関等が協議して調査を行う機関を決定するものとする。ただし、協議の結果、研究所が不正行為の調査を行うこととなったときは、学協会、研究機関等その他調査を行うことが可能な研究機関等に対し、調査を委託し、又は協力を要請するものとし、調査の方法については別に定める。

(告発等の移送)

第7条 研究所は、告発等が研究所の所掌する競争的研究費等に関するものでないときは、調査の実施主体として適切と思われる研究所以外の配分機関等を告発者に紹介し、又は告発者の了解を得て研究所以外の配分機関等に当該事案を移送するよう努めるものとする。

(調査の開始又は不実施に係る研究機関等の報告義務)

第8条 研究所は、研究機関等が調査を開始したときは、速やかにその旨を研究所に報告するよう求めるものとする。

2 研究所は、研究機関等が調査を行わないことを決定したときは、理由を付して速やかにその旨を研究所に報告し協議するよう求めるものとする。

### 第3章 研究機関等における調査

(研究機関等における予備調査及び本調査)

第9条 研究所は、研究機関等が第6条第2項各号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査又は本調査を行うか否かを決定し、その結果を研究所に報告するよう求めるものとする。

第10条 研究所は、不正行為等に係る告発等について調査を行う研究機関等に対し、次の各号に定める事項を求めることができる。

- (1) 研究機関等があらかじめ定めた期限(告発等を受けた日から概ね30日以内とする。)までに予備調査の結果を報告すること。
- (2) 研究機関等があらかじめ定めた期限までに本調査の結果を取りまとめた最終の調査報告書を提出すること。なお、当該期限は、(i)不正行為の告発等に係る本調査については、本調査の開始後150日以内とし、(ii)不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査については、告発等を受けた日から160日以内(最大210日以内)とする。ただし、いずれの場合も、研究所が正当な理由があると認めた場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
- (3) 最終調査報告書が前号で設定した期限までに提出できないことが見込まれる場合には、中間の調査報告書、並びに報告遅延の理由及び調査報告書の新たな提出期限その他研究所の指定する事項を記載した書面を当該期限までに提出すること。

2 研究所は、前項のほか、研究機関等による調査について、次の各号に定める事項を行うことができる。

- (1) 研究機関等が予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合に、研究機関等に再検討を求めること。
- (2) 研究機関等に対し、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進捗状況について確認し、必要に応じこれらについて研究機関等に改善を求めること。
- (3) 最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないを認めた場合、再提出を求めること。
- (4) 研究所が研究機関等において現地調査を行うこと、その他関係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究所が必要と認めるときに研究機関等に対し、必要な指示や協力要請を行うこと。

#### 第4章 研究所における調査

(研究所における予備調査)

第11条 研究所は、第6条第2項第2号又は第3号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。

2 前項の規定にかかわらず、研究所は、不正行為等の事実が明確である等と思料されるときは、予備調査を省略して本調査のみを行うことを決定することができる。

3 研究所は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関に通知するものとする。ただし、通知することが不相当と研究所が判断した場合はこの限りではない。

4 研究所は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第12条 研究所は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長を理事とし、委員は理事長が委嘱する外部有識者とする。このほか、理事長は、必要に応じて役職員を委員に指名することができる。

4 不正行為に係る調査委員会については委員の半数以上を外部有識者としなければならない。

5 委員長及び委員は、告発者又は被告発者等若しくは調査対象となる研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 この規程に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員の通知と異議申立て)

第13条 研究所は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、研究所が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、あらかじめ研究所が定めた期間内に異議申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、研究所は異議申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者に通知するものとする。

(研究所における本調査)

第14条 調査委員会は、第11条第1項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為等が行われたか否かその他必要な事項について調査する。

2 調査委員会は、研究機関等に調査の一部又は全部を委託し、又は調査を実施する上で必要な協力を求めることができる。

3 調査委員会は、必要に応じて、研究所の主管部署、告発者、被告発者等その他研究所が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第15条 調査委員会は、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りではない。

2 調査委員会は、告発等が悪意(被告発者が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りでない。

(不正行為等の認定)

第 16 条 調査委員会は、本調査の結果を取りまとめ、これに基づき、以下の各号に定める事項について認定する。

- (1) 研究所の競争的研究費等における不正行為等が存在すること。
- (2) 不正行為等が行われなかったと認定した場合において調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときはその旨。

2 調査委員会は、前項により認定した結果を理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第 17 条 研究所は、告発者、被告発者その他研究所が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

(不服申立て)

第 18 条 第 16 条により不正行為等を行ったと認定された被告発者等及び悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から 14 日以内に研究所に趣旨、理由を明らかにして不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、結果について告発者及び被告発者等に通知するものとする。

3 研究所は、不正行為に係る不服申立てを受けたときは、文部科学省に報告する。前項による再調査するか否かの決定及び再調査の結果についても同様とする。

#### 第 5 章 調査中の一時的措置

第 19 条 研究所は、研究機関等又は研究所が本調査を行うことを決定した日(不正行為等の事実が確認された時はその日)以降で研究所が適当と認める日から第 22 条に規定する処分が行われるまでの間、被告発者等及び研究機関等に対し、競争的研究費等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的研究費等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。

2 不正行為等が行われなかったと研究機関等又は研究所が認定した場合、研究所は、前項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する適切な措置を講じるものとする。

## 第6章 不正行為等と認定された場合の措置

### (処分検討委員会)

第20条 研究所は、研究機関等又は第12条の調査委員会により不正行為等が認定されたときは、処分を検討するため処分検討委員会を設置する。

- 2 処分検討委員会は、次条に定める者に対してとるべき処分を検討し、その結果を理事長に報告する。
- 3 処分検討委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 4 処分検討委員会は、委員長を理事とし、委員は委員長が職員及び外部有識者の中から指名又は委嘱する。
- 5 前項に定める委員長及び委員は、告発者若しくは被告発者等又は第21条第1号及び第2号に定める者(以下「被認定者」という。)若しくは被認定者が所属する研究機関等及び被認定関係企業等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、処分検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### (処分の対象)

第21条 研究所は、処分検討委員会の報告に基づき、次の各号に掲げる者又は機関等に対して必要な処分を行う。

- (1) 不正行為に関与し、又は責任を負うと研究機関等が認定した次に掲げる者
  - ア 不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
  - イ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
  - ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- (2) 不正使用及び不正受給に関与し、又は責任を負うと研究機関等又は研究所が認定した者等
- (3) 被認定者による不正行為等が行われた研究機関等
- (4) 第10条第1項第2号に基づき調査報告書の期間内の提出を研究所が求めた場合に正当な理由なく遅延したと研究所が認定した研究機関等
- (5) 研究所との取引において不正使用に関与したと研究所が認定した関係企業等

### (処分の実施)

第22条 研究所は、処分検討委員会の報告に基づき、被認定者若しくは研究機関等又は関係企業等に対して次に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る研究活動の執行中止
- (2) 被認定者に係る申請課題の不採択
- (3) 被認定者に係る申請資格又は参加資格の制限
- (4) 不正行為等に該当する競争的研究費等の返還



- (5) 前条第4号に定める研究機関等へ配分する競争的研究費等(不正行為等に該当する研究資金が属する競争的研究費制度を範囲とする。)における間接経費措置額の削減
  - (6) 研究機関等との競争的研究費等に係る新たな契約の締結停止
  - (7) 関係企業等との新たな取引の停止
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、研究所が必要と認める処分
- 2 前項第3号における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案しつつ、不正行為については別表1に、不正使用及び不正受給については別表2に、それぞれ掲げる範囲内で、処分検討委員会の報告を踏まえて決定する。
  - 3 研究所は、第1項に定める処分を行うことを決定したときは、当該処分対象者及びその者が所属する研究機関等、告発者、文部科学省その他必要と思われる者に通知する。
  - 4 第1項に定める処分を行うに際して、被認定者からの弁明及び不服申立ては受け取らない。
  - 5 研究所は、第1項に定める処分のほか、必要があるときは、研究機関等に対し「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)その他競争的研究費制度に係る政府の指針、申合せ文書並びに文部科学省等の通知等(以下これらを総称して「ガイドライン等」という。)を踏まえ、競争的研究費等の配分停止その他必要な措置を講じることができる。  
(競争的研究費制度に係る制限措置)

第23条 研究所は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ内閣府の競争的研究費制度に登録される競争的研究費において不正行為等により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分の期間(以下この条において「処分期間」という。)、研究所が所掌する競争的研究費等への申請資格及び共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。

- 2 研究所は、前項の規定により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分を受けた日以降に開始される研究所が所掌する競争的研究費等においても、当該処分の期間、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。
- 3 研究所は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ内閣府の競争的研究費制度に登録される競争的研究費において不正行為等により処分を受けた研究者等が処分期間内において研究所の研究活動において実施している課題又はプロジェクトに参画している場合、研究活動の中止、又は当該者による競争的研究費等の使用を禁止するものとする。

- 4 研究所は、国の行政機関等及び配分機関が所掌し、かつ国費の全部又は一部を原資とする公募型非競争的研究費、公募型研究資金、運営費交付金その他研究資金において不正行為等により一定の申請資格及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等を知り得たときは、前三項の競争的研究費制度に準じて取り扱うものとし、当該研究者等に対し、前三項に規定する制限措置を各々適用するものとする。
- 5 研究所は、研究所が所掌する競争的研究費等に関し、前条に規定する処分を行う場合には、文部科学省に対し、その内容を連絡するものとする。

(損害賠償の請求)

第24条 研究所は、被認定者及び研究機関等又は関係企業等に対し、研究所が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(告訴又は告発、並びに訴訟)

第25条 研究所は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認めるときは、速やかに所要の手続をとるものとする。

- 2 研究所は、第22条に基づく処分を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決を待たずに処分を行うことができる。
- 3 研究所は、裁判において不正行為等の認定がなされなかったときは、直ちに処分の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第26条 研究所は、不正行為等の処分及び措置を実施するときは、国の定めるガイドライン等に従い速やかに公表するものとする。

- 2 前項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないときは、当該機関名及び所属等を公表しないものとする。

#### 第7章 告発者等の保護、職員の責務その他

(告発者及び被告発者の保護)

第27条 研究所は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発等を行った告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、研究所に係る研究活動の停止又は中止、若しくは当該研究活動における解雇、停職、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 研究所は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、研究所に係る研究活動の停止又は中止、若しくは懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発の防止等)

第28条 研究所は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第5条第2項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公

表、懲戒処分、刑事告発等がありうることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

- 2 研究所は、告発に係る調査の実施を研究機関等に要請するため、当該研究機関等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第 29 条 研究所は、処分結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について外部に漏えいしないよう、役職員等並びに調査委員会及び処分検討委員会の委員長及び各委員並びに証言を行った者等の秘密保持を徹底しなければならない。

#### 第 8 章 雑則等

(雑則)

第 30 条 この規程に定めのない事項については、ガイドライン等に沿って、適切に対応するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

別表 1(第 22 条不正行為関係)

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5 年
	上記以外の著者		2~3 年	
3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2~3 年		
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつ		当該分野の研究の進展への	2~3	

た研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

別表 2(第 22 条不正使用及び不正受給関係)

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年	
	2 1 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽り その他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 上限 2 年、下限 1 年	

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

附 則(平成 31 年 3 月 25 日 31 規程第 18 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 69 号)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。